

弘前市景観計画を変更しました

景観計画とは

景観法に基づき策定する良好な景観の形成に関する計画で、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針などを定めています。弘前市では平成24年3月に市内全域を対象として景観計画を策定し、弘前ならではの景観をはぐくんでいくための指針としております。

変更の趣旨

史跡 大森勝山遺跡が構成要素となっている「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、令和3年度の世界遺産登録を目指しており、1月16日、政府からユネスコへ推薦書が提出されました。世界遺産登録候補の要素となっているこの地区の景観の保全の強化を行います。

変更の概要

1、景観形成重点地区の追加

史跡大森勝山遺跡の周辺「緩衝地帯」を景観形成重点地区に指定し、きめ細かな規制を行うことで遺跡と一体となった良好な景観を保全します。

2、眺望景観保全地区の追加

史跡周辺360度を眺めた時に人工物が見えないよう、高さ規制を行い、縄文時代を彷彿とさせる現在の良好な景観を保全します。

3、屋外広告物の規制の上乗せ

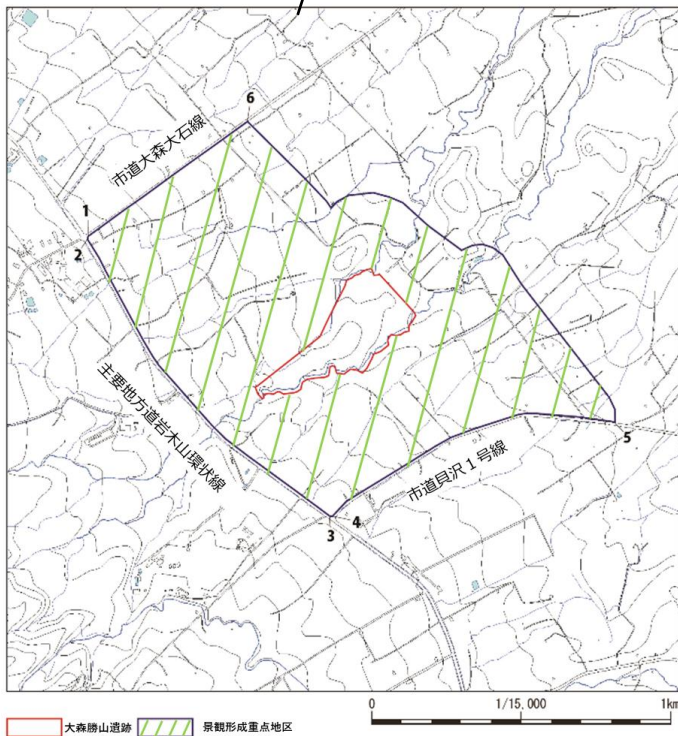
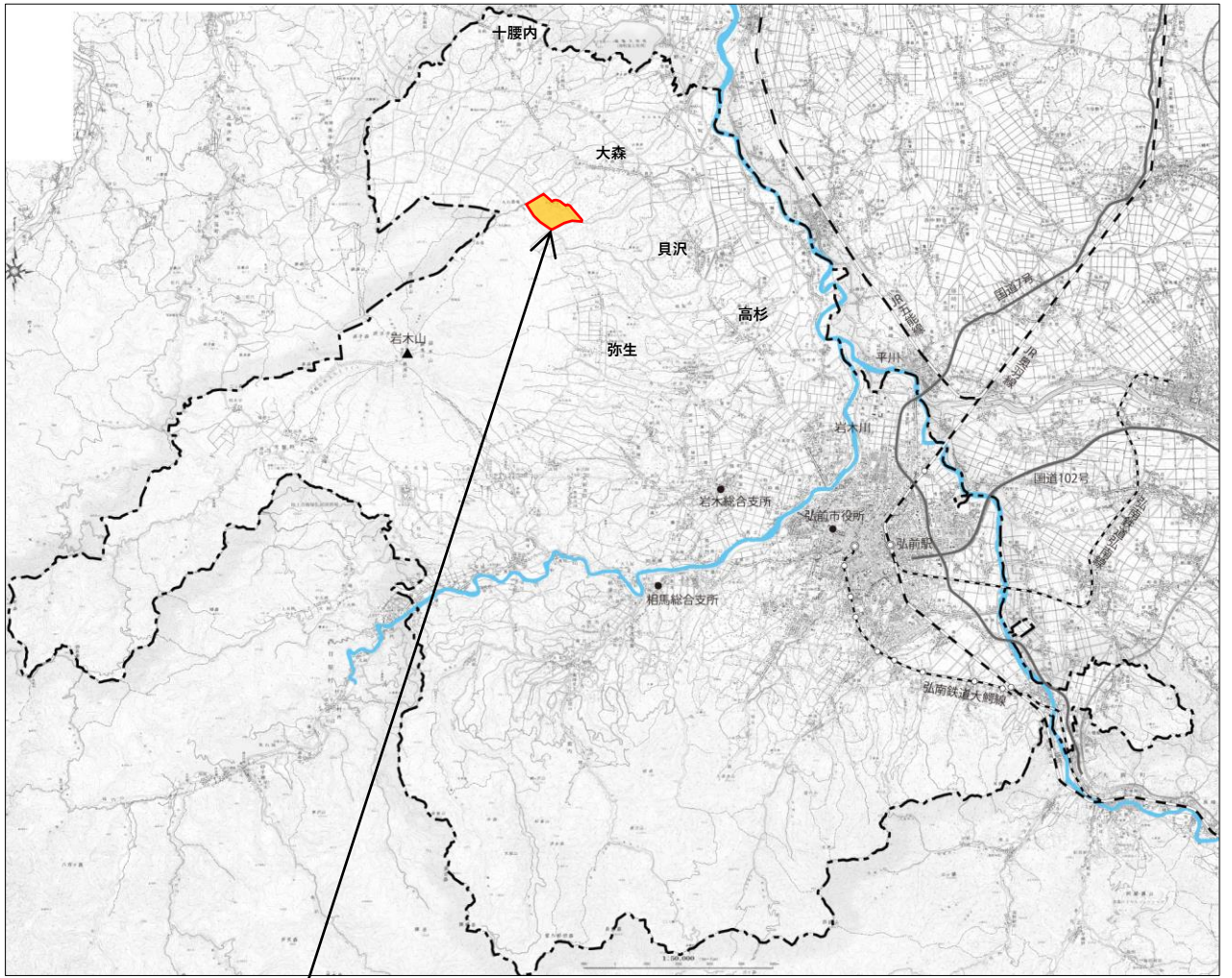
大森勝山遺跡周辺に景観を損ねる看板が乱立することを抑制し、景観の保全を図ります。



新しい基準は令和2年4月1日より実施いたします。

新たに建築物や工作物の新築・増改築・外観の塗り替え等をされる場合は、届出等の手続きが必要になる場合がありますので、施工業者に基準等の案内をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

1、景観形成重点地区 大森勝山遺跡周辺地区



1-2	主要地方道岩木山環状線と市道大森大石線の交点 道路境界線（東側）
2-3	主要地方道岩木山環状線 道路境界線（東側）
3-4	主要地方道岩木山環状線と市道貝沢1号線の交点 道路境界線（北側）
4-5	市道貝沢1号線 道路境界線（北側）
5-6	遺跡へのアクセス道路（計画中） 境界線から北東へ100m
6-1	市道大森大石線 道路境界線（北側）

大森勝山遺跡
 景観形成重点地区

0 1/15,000 1km

○景観形成重点地区では次の行為を行おうとする時、建築確認とは別に市に届出が必要です。

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		当該行為に係る建築面積10㎡を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積10㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これらに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
自動販売機		
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの

※1及び※2 に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さをいう。

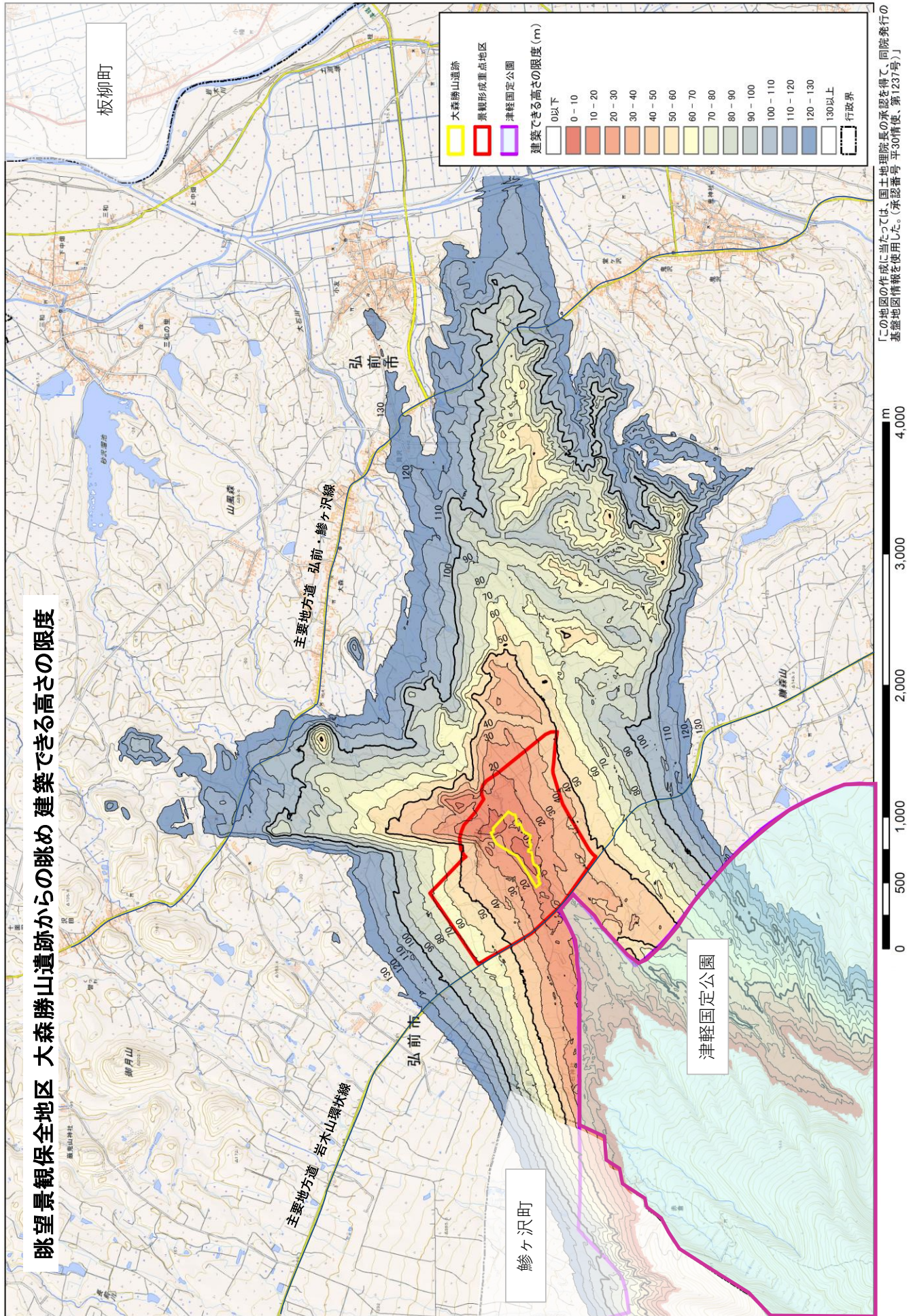
②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

※農業用の工作物の場合は届出不要です。

○上記の行為を行う時は、次の景観形成基準に沿ってください。

建築物・工作物	配置	・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。
	規模	・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする。
	形態意匠 色彩	緩衝地帯では史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。
開発行為・土地の形質の変更	その他	史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。

2、眺望景観保全地区 大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区



○眺望景観保全地区では次の行為を行おうとする時、建築確認とは別に市に届出が必要です。

※これまでと変更ありません

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	自動車車庫の用途に供する立体的施設	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの		
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ20m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

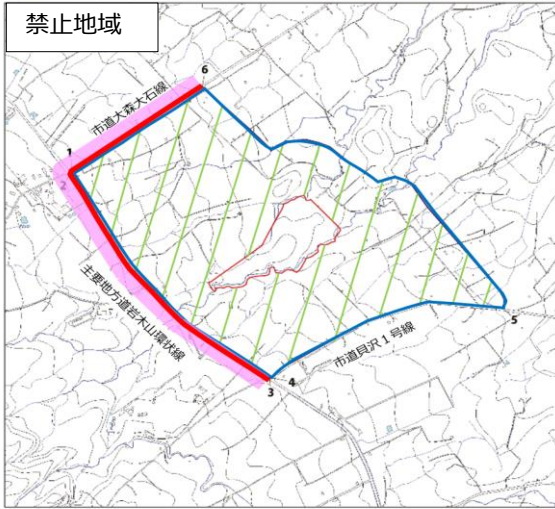
※農業用の工作物の場合は届出不要です。

○上記の行為を行う時は、次の景観形成基準に沿ってください。

建築物・工作物	配置	・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする。
	規模	

3、屋外広告物の規制の上乗せ地域

- 重点区域とその周辺道路は禁止地域になり、設置できる屋外広告物の面積等が変わります。
- 眺望景観保全地区では遺跡から見える高さの看板は設置できません。



景観形成重点地区 (大森勝山遺跡周辺)

隣接する道路 (主要地方道岩木山環状線及び市道大森大石線)

路肩幅から100m以内の区域

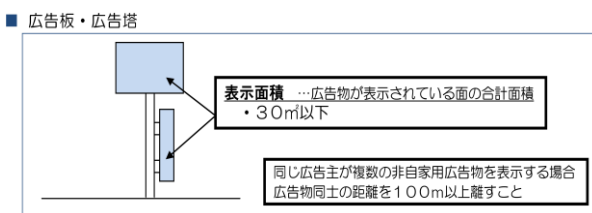
○屋外広告物を設置できる面積等

※屋上広告物、アドバルーン、そで看板等は別途基準あり

自家用広告物・・・自己の営業所(事務所)がある敷地内に、自己の営業内容を表示するもの
 非自家用広告物・・・それ以外のもの(案内看板など)

	現在の許可基準		変更後の許可基準	
	許可地域	禁止地域	景観形成重点地区	眺望景観保全地区
面積等	①自家用広告物 ②非自家用広告物 壁面広告物：1壁面30㎡以下 下かつ壁面の2分の1以下 広告板：30㎡以下 他	①自家用広告物 同左 ②非自家用広告物 案内看板で、2㎡以下のもの	遺跡周辺の道路 路肩から100m	一般の区域と同じ
高さ	—	10m以下	史跡から見えない高さ	—
色彩	— ※景観形成基準による	マンセル値8を超える色彩の使用は表示面積の2分の1以下	一般の区域と同じ	—
許可が必要となる規模	①自家用広告物 面積：15㎡超 又は 高さ：10m超 ②非自家用広告物 すべて	①自家用広告物 面積：7㎡超 又は 高さ：10m超 ②非自家用広告物 すべて	—	一般の区域と同じ

【許可地域の許可基準(例)】



【禁止地域の許可基準(例)】

- 地区内に自己の営業所等がある場合、営業内容等を表示する看板を設置することはできますが、それ以外で設置できる看板は、「道案内」のもので「面積が2㎡まで」等となります。
- 看板の色に制限が加わります。

